

「アポ電かも…」知らない番号からの電話にご注意!!



【事例 1】

市役所年金課の男性から土曜日の午前中に自宅へ電話があった。「過去5年分の累積保険料を払い過ぎている。過払い分を返金するので口座番号を教えてください」と言われた。事前にそのような案内が役所から届いていないと伝えたところ「去年の4月に郵送している。申し出期間内に届けが出ていない市民に電話をしている」と回答された。口座番号は調べて市役所へ電話すると伝えたが信用できるか。

【事例 2】

放送局職員から、高齢者特集の取材をしていると自宅に電話があった。「一人暮らしか」「近所に子供が住んでいるか」「災害時にすぐ助けてもらえるような近所の人はいるか」など聞かれ答えた。「年金はいくらもらっているか」と聞かれ初めて不審に思い、相手の名前を確認すると、電話を切られた。



【アドバイス】

市役所など実在する機関や企業名を名乗り、事実ではないことを信用させて個人情報や取引先金融機関の情報を聞かれたという相談が多く寄せられています。

着信番号通知や録音機能の付いた電話機を利用して、誰からの電話かを分かったうえで電話に出るなど、トラブルに巻き込まれないよう自己防衛しましょう。

また、こころ当たりのない電話に出てしまった場合は、自分の名前は名乗らず、会話を続けず、すぐに電話を切りましょう。

消費者庁イラスト集より

!! 「注意報」 架空請求のハガキが横行しています。 !!

突然、「民事訴訟最終通達書」と書かれたハガキが届きます。続けて読んでいくと「連絡しなければ原告側の主張が全面的に受理され、預貯金や有価証券及び、動産や不動産の差し押さえが強制的に執行される場合がある」と書かれています。このようなハガキを受取っても連絡しないでください。無視しましょう。

消費生活に関するご相談は
草津市消費生活センターまで!

☎077-561-2353 (直通)

または**消費者ホットライン ☎188**
(※最寄りの相談窓口につながります)

【⇒裏面もご覧ください】